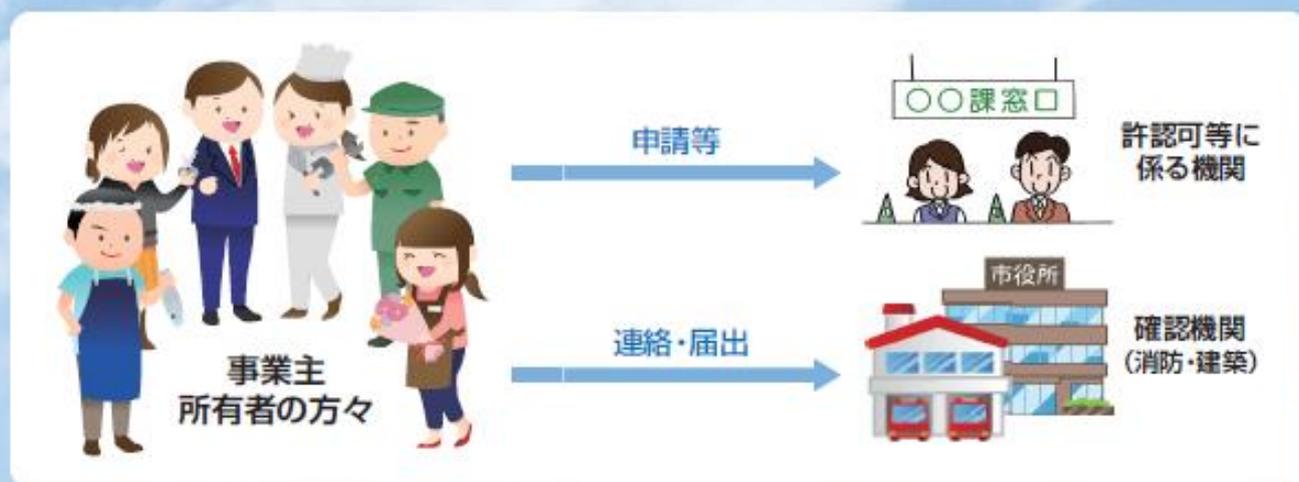


# 増改築・テナント入居の際は、 消防署等へ連絡を!!

飲食・保育・介護・旅館業等の事業を行う場合には、事業の許認可に係る関係法令をはじめ、消防法・建築基準法等の法令についても順守する必要があります。特に既存の建物を活用して事業の開設を行う場合は、消防法や建築基準法等（以下、消防法令等）の適合性について、消防本部又は各消防署及び市役所建築指導課へ事前にご連絡いただいた上で、事業開設等に係る手続きをお願いいたします。

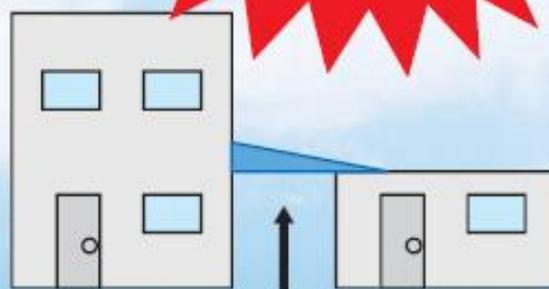


## 消防法令等の違反になる場合があります!!

事業を開始された建物において、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置義務違反が判明した場合、違反のある建物として、消防本部のホームページ等で、建物の名前等が公表される場合があります。（松江市火災予防条例第47条の2）

上記の設置義務違反の多くは、建物の用途の変更、増築、接続及び既存の窓を塞ぐ等が原因で発生しています。

また、テナント入居も含め建物の使用を開始する場合、「防火対象物使用開始届出書」の提出が、義務付けられています。（松江市火災予防条例第43条）



【例】使い勝手を良くするため、となりの建物と屋根で接続した。

### お問い合わせ先

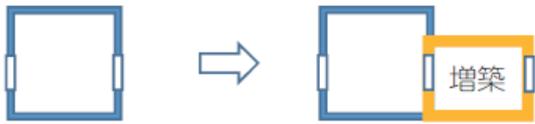
建築基準法に関する手続き

松江市役所 歴史まちづくり部  
建築指導課 建築審査係（松江市末次町86番地）0852-55-5347(直通)

消防法に関する手続き

松江市消防本部 予防課（松江市学園南1丁目17-3）0852-32-9121(直通)  
【橋北】 予防査察課 北査察係（松江市学園南1丁目17-3）0852-32-9151(代表)  
【橋南】 予防査察課 南査察係（松江市矢田町250番地199）0852-22-1191(代表)

変更を行う場合の事前連絡の要否について(例)

変 更 例	事 前 連 絡	
	消 防 法	建 築 基 準 法
<p>●既存の建物を増築するとき</p> 	<b>要</b>	<b>要</b> ※1
<p>●既存の建物をリフォームするとき 例:内装工事等で、既存の窓を塞ぐ</p>  <p>例:間仕切壁を設けて、部屋を細かく仕切る</p> 	<b>要</b>	<b>要</b>
<p>●空き家や既存の建物の用途を変えるとき 例:事務者や倉庫の建物で、飲食店をはじめめる。</p> 	<b>要</b>	<b>要</b> ※2
<p>●消防用設備等をつけるとき、改修するとき</p> 	<b>要</b>	<b>否</b>

※1 原則、建築確認申請の手続きが必要です。

※2 用途変更する部分の床面積が200㎡を超える場合は、建築確認申請の手続きが必要です。また、例以外でも建

物の用途を変更する場合に申請手続きが必要となる場合がありますので、ご連絡ください。

※その他

- ・相談を円滑に進めるため、建築士や施工業者による法令適合の事前確認をお願いします。
- ・相談内容によっては、建物に関する詳細図面(確認済証等に付いている図面や竣工図)が必